

第16回流量計測クラブ会合(2019年11月15日)

税務メータに関する国税庁通達の 改正について

寺尾吉哉

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

計量標準総合センター

工学計測標準研究部門

通達の概要

正式題目：揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて

目的：石油類に関する揮発油税や関税等の納税義務者が、納税の根拠となる石油類の体積を測定するために使用する流量計についての規定

通称：

「税務メーター」、「税関メーター」

初回発出：1969年（昭和44年）11月18日

通達の構成

1. 要件

- 2年に1回以上の器差試験、器差 $\pm 0.2\%$ 以内

2. 器差試験

- 器差試験の具体的な方法(今回の改正対象)

3. 課税標準等の数量の計算等

4. 届出等

5. 特例等

別紙様式1、別紙様式2

国税庁ホームページ

[ホーム](#) / [法令等](#) / [法令解釈通達](#) / 間接税関係 個別通達目次

間接税関係 個別通達目次

年月日等	件名	備考
(昭和44年11月18日) (平成21年3月31日付改正分まで更新)	揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて	一部改正通達 (令和元年7月1日付通達まで掲載)
(昭和42年1月18日) (平成21年3月31日付改正分まで更新)	揮発油の移出又は引取等の数量の測定に液面計を使用する場合の揮発油税及び地方揮発油税の取扱いについて	一部改正通達 (平成21年3月31日付通達まで掲載)
(昭和39年2月3日) (平成21年3月31日付)	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法	一部改正通達

改正概要(その1)

2 器差試験の方法等は、次によること。

(1) 器差試験は、次に掲げる者が行う。

従来からの規定

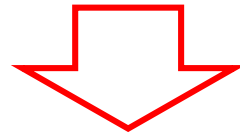
イ 産業技術総合研究所	—
ロ 当該流量計を使用する納税義務者	事業所に勤務する計量士が実施
ハ 流量計の製造者（計量法40条による届出）	事業所に勤務する計量士が実施
ニ 流量計の修理事業者（計量法46条による届出）	事業所に勤務する計量士が実施

今回追加

ホ 計量法第143条《登録》第1項の登録を受けた者（当該登録の範囲が器差試験に必要な液体の種類と流量範囲を含む場合に限る。以下「登録事業者」という。）	—
---	---

今回の追加

ホ 計量法第143条《登録》第1項の登録を受けた者（当該登録の範囲が器差試験に必要な液体の種類と流量範囲を含む場合に限る。）



CMC(校正測定能力)が器差試験に必要な液種と流量範囲をカバーしているJCSS登録事業者

改正概要(その2)

改正前

2 器差試験の方法等は、次によること。

(1) 略

(2) 器差試験には、計量法第103条《基準器検査の合格条件》第1項の規定により基準器検査に合格し、かつ、有効期間内にある基準器(計量法第136条《証明書 of 交付等》第1項の規定に基づき特定標準器により校正を受けた計量器(実用標準器)及び基準器検査に準じた試験を受け、かつ、当該試験に合格後2年を経過しない口径が8センチメートルを超える標準オイルメーターを含む。以下同じ。)を使用する。

(注) 「基準器検査に準じた試験」とは、当面、独立行政法人産業技術総合研究所が実施するもの及び標準オイルメーター試験規格(日本計量機器工業連合会規格 JMIF 010-1999)に従って実施するものをいう。

改正前の通達で

器差試験に使用する計量器を分かりやすく分類すると

1. 基準器(計量法第103条)
2. 特定標準器により校正を受けた計量器(实用標準器)(計量法136条)
3. 基準器検査に準じた試験を受けた標準オイルメーター(合格後2年以内、口径8cm超)
 - 3.1 産業技術総合研究所が実施する試験
 - 3.2 標準オイルメーター試験規格(日本計量機器工業連合会規格 JMIF 010-1999)に従って実施する試験

産業技術総合研究所
石油流量校正施設

特定標準器

特定標準器による校正
(計量法136条)

JCSS登録事業者

特定二次標準器
石油流量計

ワーキングスタンダード(実用標準器)
流量計、体積管など

JCSS校正(計量法144条)

石油用流量計、体積管、(体積タンク)

産業技術総合研究所
石油流量校正施設

特定標準器

特定標準器による校正
(計量法136条)

JCSS登録事業者

特定二次標準器
石油流量計

ワーキングスタンダード(実用標準器)
流量計、体積管など

JCSS校正(計量法144条)

石油用流量計、体積管、(体積タンク)

器差試験(国税通達)

税務メーター

改正前の通達のJCSS関連の問題点

1. JCSS校正された流量計や体積管が使用できるかどうか明確でない
2. JCSS校正を利用した場合の有効期間が不明
3. JCSS事業者が自ら器差試験を行えない
(2(1)の改正で解決)

改正後 改正概要(その2)

「基準器」から変更



(2) 器差試験には、次に掲げるいずれかの計量器(以下「標準器」という。)を使用する。

イ 計量法第103条《基準器検査の合格条件》第1項の規定により基準器検査に合格し、かつ、有効期間内にある基準器 **従来どおり**

ロ 計量法第136条《証明書の交付等》第1項の規定に基づき特定標準器により校正を受けた計量器 **従来どおり**

ハ 計量法第143条《登録》第2項第1号に規定する計量器(ロに該当する計量器を除く。)で登録事業者が校正事業に用いるもの(当該登録事業者の登録証に記載された校正測定能力が0.17%以下である場合に限る。)

追加：JCSS事業者のワーキングスタンダード

つづく

改正後 改正概要(その2)

- ニ 計量法第144条《証明書 of 交付》第1項の規定に基づき登録事業者が校正した計量器で同項に規定する証明書が交付されたもの(当該証明書に記載された拡張不確かさが0.17%以下である場合に限る。)

追加：JCSS校正された流量計、体積管、体積タンク

- ホ 国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成11年法律第203号)第11条《業務の範囲》第1項第3号の規定に基づく試験により校正された計量器

ほぼ、従来どおり(産総研の規定を明確化)

- ヘ 標準オイルメーター試験規格(日本計量機器工業連合会規格JMIF010-1999)に従って実施する試験を受け、かつ、当該試験に合格後2年を経過しない口径が8センチメートルを超える標準オイルメーター

従来どおり

つづく

改正後 改正概要(その2)

(注) ハからホまでに掲げる計量器については、当該計量器について校正を受けた日又は試験に合格した日から一定期間(流量計にあつては2年、体積管にあつては3年、体積タンクにあつては5年)を経過していないものに限るものとする。

有効期間の明確化

産業技術総合研究所
石油流量校正施設

特定標準器

特定標準器による校正
(計量法136条)

JCSS登録事業者

特定二次標準器
石油流量計

ワーキングスタンダード(実用標準器)
流量計、体積管など

JCSS校正(計量法144条)

石油用流量計、体積管、(体積タンク)

器差試験
国税通達
(2)ハ

税務メーター

器差試験
国税通達
(2)ニ

税務メーター

通達改正のまとめ

器差試験を実施する者：新たにJCSS事業者を追加

器差試験に使う標準器：新たに以下を追加

- JCSS校正された流量計、体積管、体積タンク
- JCSS事業者が保有するワーキングスタンダード

標準器の有効期間：明確になった

流量計2年、体積管3年、体積タンク5年

従来の規定から削除された事項：なし

注意

この通達の運用に関する権限は、国税庁及び財務省関税局にあります。